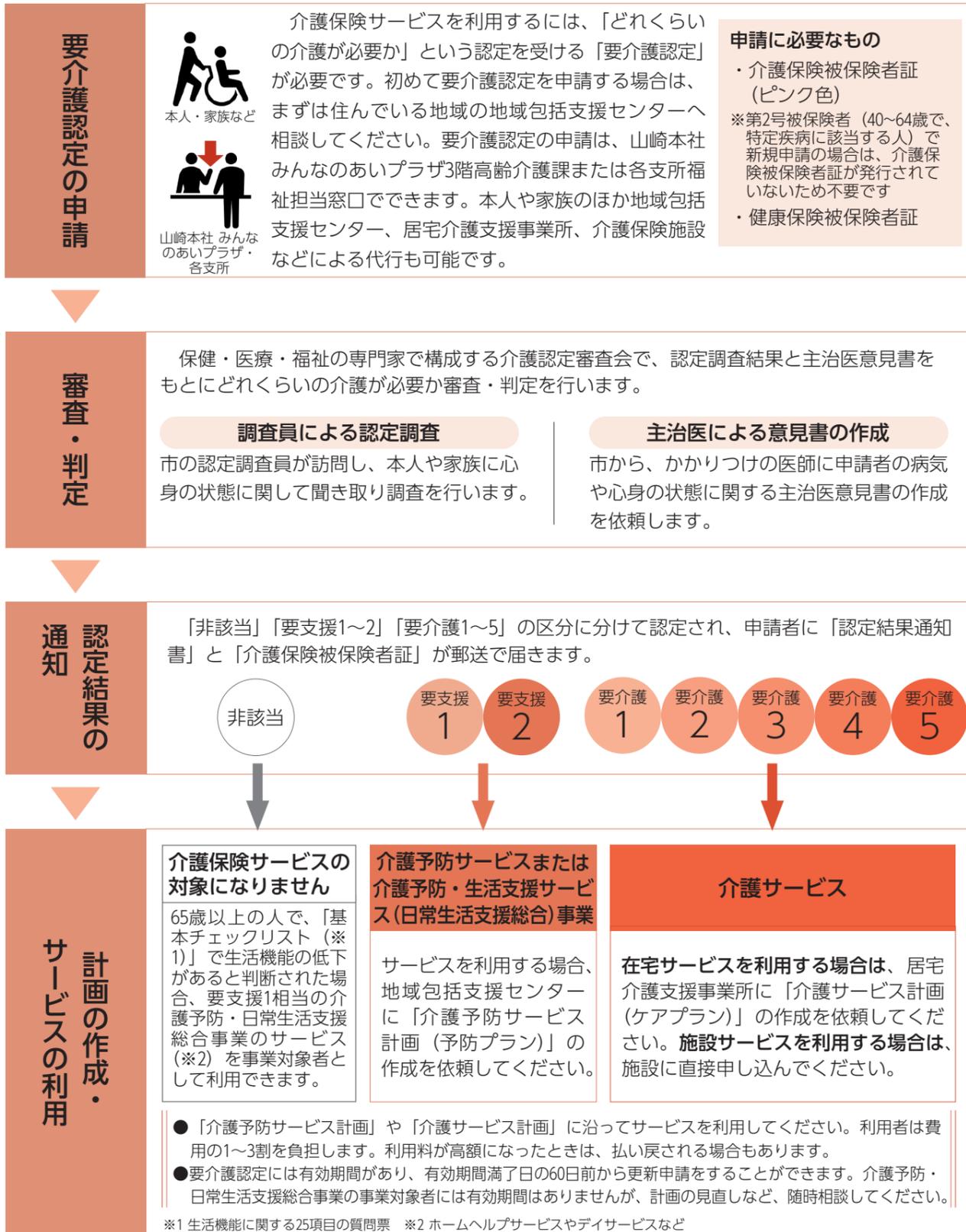


介護保険サービス利用の流れ

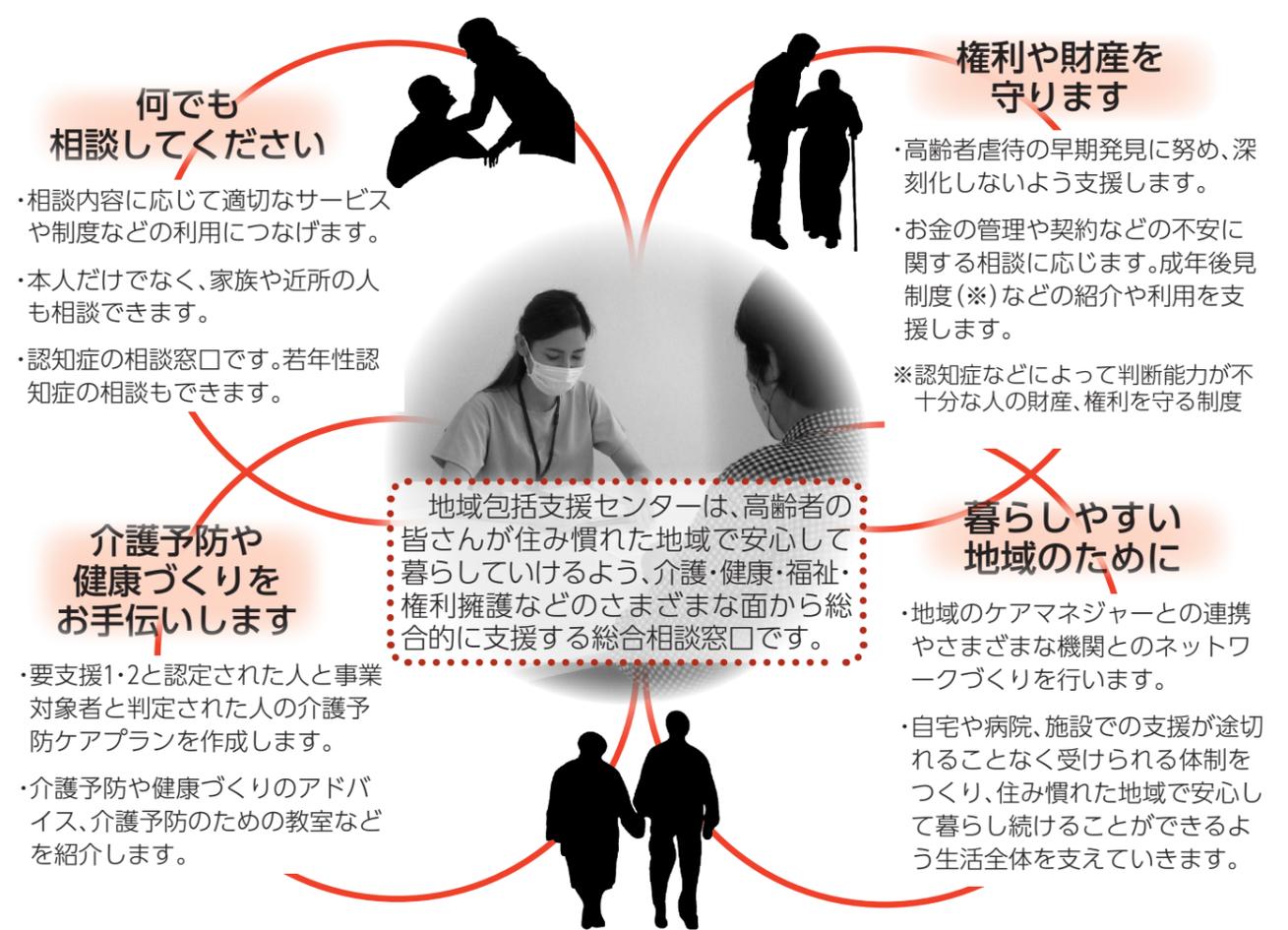
問い合わせ 高齢介護課 ☎9157



65歳以上の人で要介護認定申請をしない人

各地域包括支援センターで「基本チェックリスト」を実施し、生活機能低下があると判断された場合は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用することができます。事業対象者としての有効期限はありませんが、身体の状態を確認するために担当ケアマネジャーや各地域包括支援センター職員が2年に1度「基本チェックリスト」を実施します。

こんにちは！地域包括支援センターです



地域包括支援センター・高齢者総合相談窓口 (ブランチ)

●住んでいる地域を担当している地域包括支援センターに連絡してください

担当地域	地域包括支援センター	ところ	連絡先
佐方・廿日市・平良・原	地域包括支援センターはつかいち東部	新宮1-13-1 山崎本社 みんなのあいプラザ3階	☎9158・☎1611
宮内・串戸・金剛寺・宮園・四季が丘	地域包括支援センターはつかいち中部	宮内4286-1	☎4580・☎4590
地御前・阿品・阿品台	地域包括支援センターはつかいち西部	地御前1-3-28 学研廿日市市多世代サポートセンター2階	☎9066・☎9067
佐伯・吉和	地域包括支援センターさいき	津田1989 (佐伯支所内)	☎2828・☎0415
大野・宮島	地域包括支援センターおおの	大野1-1-1 (大野支所内)	☎0251・☎1307

●吉和・宮島地域には地域包括支援センターへつなぐための高齢者総合相談窓口 (ブランチ) を設置しています

担当地域	高齢者総合相談窓口 (ブランチ)	ところ	連絡先
吉和	吉和支所 市民福祉グループ	吉和3425-1	☎72113・☎72078
宮島	社会福祉法人 いもせ聚楽会宮島事務所	宮島町960-2	☎40250・☎40881

※営業時間は月～金曜日の8:30～17:15 (ただし、祝日、12月29日～1月3日を除く)
※担当地域以外の地域包括支援センターでも相談できます